

# 農産物の表示



農産物とは、「野菜」、「果物」、「豆類」、「豆類」などを言います。

- 「名称」と「原産地」を表示する。
- 「名称」は一般的な名前を表示する。
- 「原産地」は国産品と輸入品で表示が異なる。

国産品：県名を表示（※市町村名・一般に知られている地名でも良い）  
 輸入品：原産国名を表示（※一般に知られている地名でも良い）

## 有機農産物の表示は、

環境への負荷を軽減するという考えの下で、科学的に合成された肥料・農薬を2年以上（多年作物は3年以上）使用せずに生産され、登録認定機関に認定された場合にのみ認められています。

有機JASマーク



登録認定機関名

乾燥（豆類、米穀等は除く）・加熱・味付け等をすると**加工食品**となります。  
 （たけのこ水煮・干しいたけ等）

※一般的に知られている地名とは

- ★国内産であれば、郡名、旧国名（紀州、信州等）、島名（屋久島、淡路島等）などよく知られている地名
- ★外国産の場合は、国名の他に州名（カリフォルニア等）や省名（山東省等）など一般に知られている地名

# 玄米・精米の表示

表示例（単一原料米の場合）

名称	精米産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 ○○県	△△ヒカリ	○年産
内容量	5kg		
精米年月日	平成○年○月○日		
販売者	○○米穀株式会社 和歌山県○○市○○○-○○ TEL○○○ (○○○) ○○○○		

表示例（複数原料米の場合）

名称	精米産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (○○県 △△ヒカリ ○年度 ××県 □□ヒカリ ○年度)			10割 9割 1割
内容量	5kg			
精米年月日	平成○年○月○日			
販売者	○○米穀株式会社 和歌山県○○市○○○-○○ TEL○○○ (○○○) ○○○○			

玄米や精米を袋等で包装して販売する場合

- 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者」を表示する。
- 「名称」は、玄米、もち精米、胚芽精米、うるち精米（精米でも可）のいずれかを表示する。
- 「原料玄米」は、次のとおり表示する。
  - ア 産地、品種及び産年が証明された単一原料使用のものは、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記する。
  - イ ア以外の原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等と記載し、国産品は「国内産 △割」と、輸入品は原産国ごとに「○○産 △割」と使用割合の多い順に記載する。産地、品種または産年について証明を受けている場合は、括弧を付してこれらを記載することができる。なお、産地の証明を受けていない原料玄米についても、米トレーサビリティ法に基づき伝達される産地を記載することができ、その場合、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載する。
- 内容量は、グラムまたはキログラムの単位で表示する。
- 精米年月日は、精白した年月日を表示し、玄米の場合は、精米年月日を調整年月日に代えて、原料玄米を調整した年月日を表示する。
- 販売者は、氏名または名称、住所及び電話番号を表示する。



■ 袋への表示（ブレンド米の表示）



- 原料の使用割合が50%未満の場合はその使用割合を産地・品種名と同程度以上の大きさで表示する。



- 原料の使用割合が50%以上の場合はその産地・品種名を明記し「ブレンド」の文字を同程度以上の大きさで表示する。